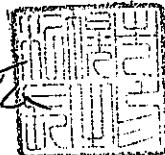


札幌市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月10日

札幌市長

秋元克



札幌市条例第11号

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例（昭和27年条例第12号）の一部を次のように改正する。

(1) 第1条第1号アを次のように改める。

ア 一般部局に属する職員（イからカまでに掲げる職員を除く。） 7,
830人（福祉に関する事務所の職員1,499人を含む。）

(2) 第1条第1号カを次のように改める。

カ 下水道河川局に属する職員（下水道事業に従事する職員に限る。）
451人

(3) 第1条第2号を次のように改める。

(2) 議会事務局の職員 35人

(4) 第1条第3号ア及びイを次のように改める。

ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員 294人
イ 学校に属する職員 9,711人

(5) 第1条第5号を次のように改める。

(5) 人事委員会事務局の職員 20人

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。